

認定社会福祉士認定規則第 19 条第 6 号及び第 24 条第 7 号に規定する定められた実績について

2017 年 3 月 12 日理事会

沿革 2020 年 1 月 26 日改正

- 1 認定社会福祉士更新に必要な定められた実績（第 19 条第 6 号関係）は、別表 1 に掲げる「教育実績」「研究実績」「社会活動」のいずれか 1 つとする。
- 2 認定上級社会福祉士申請に必要な定められた実績（第 24 条第 7 号関係）は、別表 2 に掲げる「教育実績」 15 時間以上、「研究実績」 3 つ以上、「社会活動」 1 つ以上とする。

別表 1 認定社会福祉士の更新に必要な定められた実績の対象

分類		実績の項目と例示
定められた実績	教育実績	①大学、大学院等の講師（非常勤講師を含む） ②社会福祉士又は精神保健福祉士養成に係る相談援助実習指導 ③その他、機構が認めるもの
	研究実績	①研究会、学会での発表 例) 職能団体や学術団体が実施する研究会や学会等における口頭発表やポスター発表、又は同等以上のものであり、発表の要旨集など、証拠、根拠があるものを提出できるもの ②論文発表 例) 職能団体や学術団体が発行する雑誌等における論文 ③その他（報告書、著書・翻訳）
	社会活動	①職能団体活動 例) 委員会委員等 ②研修会、研究会の講師 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された講演、研修会での講師等（依頼文があるもの） ③その他、社会福祉士としての社会活動、社会貢献として、機構が認めるもの 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された社会福祉士としての社会活動、社会貢献活動等（依頼文があるもの）

別表 2 認定上級社会福祉士の申請に必要な定められた実績の対象

分類		実績の項目と例示
定められた実績	教育実績	①大学、大学院等の講師（非常勤講師を含む） ②その他、機構が認めるもの
	研究実績	①研究会、学会での発表 ※ 例) 職能団体や学術団体が実施する研究会や学会等における口頭発表やポスター発表、又は同等以上のものであり、発表の要旨集など、証拠、根拠があるものを提出できるもの ②論文発表※ ③その他（報告書、著書・翻訳）
	社会活動	①国、地方公共団体が実施する事業への参画 ②職能団体活動 例) 委員会委員長もしくは副委員長等 ③研修会、研究会の講師 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された講演、研修会での講師等（依頼文があるもの） ④その他、社会福祉士としての社会活動、社会貢献として、機構が認めるもの 例) 公的な機関や団体（自身の所属する職場以外）から依頼された社会福祉士としての社会活動、社会貢献活動等（依頼文があるもの）

※認定上級社会福祉士取得時の論文発表と学会発表については、認定社会福祉士認定規則第 24 条で「基準を満たした論文発表または認められた学会における学会発表経験があること」としています。「基準を満たした論文」とは原則として査読があるものです。